

年 月 日

戸別受信機等貸与申請書

(宛先)中能登町長

(申請者) 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記とおり貸与を受けたいので、留意事項に同意し、中能登町防災行政無線戸別受信機取扱要綱第6条の規定により申請します。

設置場所	中能登町
設置施設の所有者	☐ 自己所有 ☐ 貸家等自己所有ではない施設
申請者種別	☐ スマートフォン等利用困難 ☐ 公共施設等 ☐ 法人又は事業主 ☐ その他
受信機の別	☐ 戸別受信機 ☐ 館内放送連動型戸別受信機
留意事項	・貸与できる戸別受信機等は、原則、1戸につき1台です。 ・転居、取壊等の理由により戸別受信機等を使用しなくなるときは、戸別受信機等返還届を提出し、戸別受信機等を町に返還してください。 ・町内で転居し引き続き戸別受信機を利用する場合は、届出を提出してください。 ・戸別受信機等の維持管理に要する費用(電気代、電池代)は、申請者の負担となります。 ・故意または重大な過失（電池液漏れ等の管理不全を含む）により貸与された戸別受信機等が破損した場合、修理費用を申請者に負担していただくことがあります。また、この場合に設置した建物に被害が及んでも、町では一切の責任を負いません。 ・設置後に速やかに受信確認を行い、「戸別受信機試験放送吹鳴確認書」を提出してください。 ・受信状況が悪い場合は、設置位置を変更する又は外部アンテナ設置工事（無償）の申し込みをしてください。 ・貸家等自己所有ではない施設に外部アンテナを設置する場合は建物所有者の同意が必要となります。